

# ロシア知的財産権ニュースレター

## 2012 年度第 4 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを過去 3 カ月分掲載するとともに、特定の話題について深掘りして解説するものです。

### 1. 知的財産権に関わる法制度・ビジネスの動き(2012 年 12 月～2013 年 2 月分)

#### **「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」を全面的に採択**

12 月 11 日、政府は、ベルヌ条約採択に際しての付帯条件を撤回する政府決定(2012 年 12 月 11 日付第 1281 号)を採択し、同条約を全面的に採択することを決定した。この付帯条件の内容は、同条約は、同条約発効の時点(1995 年 3 月 13 日)で、ロシア国内で公知となっていた著作物には適用されないとするものだった。外務省は、WTO 加盟に際しての義務履行の一環として、この付帯条件の撤回を草案したが、それはロシアの現行法と矛盾するものとなっている。専門家は、この政府決定の見直し、または民法の即時改正が必要だと考えている。

#### **ロ米が知的財産権保護に関する行動計画について合意**

12 月 21 日、ロシアの WTO 加盟を契機として、ロ米両国は知的財産権保護措置を定めた行動計画を策定し、その内容について合意した。同行動計画では、両国に、著作権侵害への対策を講じ、著作権侵害コンテンツが掲載されているウェブサイトを開鎖し、著作権侵害防止のための強制捜査への予算を確保し、実施において協力することを義務付けている。

#### **日産が「Infinity」を巡り、ロシア企業に対して商標不使用取り消し請求を提起**

1 月 10 日、日産自動車株式会社(原告)は、

モスクワ市商事裁判所に対して、「Comp'yulink (コンピュリンク)」(被告)が所有する商標「Infiniti (インフィニティ)」の不使用取り消しを求める訴訟を提起した(事件番号第 A40-428/2013 号、第 A40-429/2013 号)。現在、被告は、標章の登録のため商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づく 3 つの分類について、商標権を所有している。本件審理は、モスクワ市商事裁判所が 3 月に行う予定となっている。

#### **ロシア鉄道がアップルを商標権侵害で提訴**

1 月 14 日、ロシア鉄道(原告)は、アップル(被告)を、原告の周知商標である「RGD」をアップルストアのアプリケーション名に違法使用したとして訴訟を提訴した(事件番号第 A40-1849/2013 号)。原告は、被告に対して商標の使用を許諾していないため、被告が原告の所有する商標の排他的権利を侵害したと説明している。原告は賠償金として 200 万ルーブルを請求している。本件の第 1 審は、モスクワ市商事裁判所で 4 月 4 日に予定されている。

#### **「ギフトカード」の商標登録が認定される**

「Russian standard (ロシアン・スタンダード) 銀行」は、商品及びサービスの国際分類の第 36 類を対象として「Giftcard (ギフトカード)」という標章を、連邦知的財産局(ロスパテント)に登録申請し、登録が認められた(商標登録番

号:441437)。第 36 類は、銀行並びに金融・通貨取引を行うバンキング・保険業のサービスを対象としている。「ギフトカード」は、この呼称が国に登録してあるとはいえ、企業活動の多くの分野で広く使われている。ロシアの現行法では、商標権利者は、第三者による商標の使用を禁止することにより、当該商標を保護することができる。現時点では、この商標に関する訴訟は提起されていない。

### **知的財産裁判所の本格始動は 4 月頃**

知的財産裁判所の設立について、当初は 13 年 2 月 1 日から本格始動する予定だった。しかし、現時点(2 月末時点)で、少なくとも 15 名の裁判官が必要であるにもかかわらず、11 名しか任命されていない状況である。現時点での見通しとして、本格的な始動は 4 月頃に予定されている。

### **最高商事裁、並行輸入は商標権侵害とする 下級審の判決を支持**

「Heineken Ceska Republica (ハイネケン・チェスカ・リパブリカ)」（原告）は、「Da-Link (ダ・リンク)」（被告）を、権利者(原告)の同意なく、原告のビール(銘柄:「KRUSOVICE (クルショヴィツェ)）を輸入し

たとして訴訟を提起し、賠償金として 10 万ルーブルを請求した(事件番号第 A40-95878/2011 号)。モスクワ市商事裁判所(第 1 審)は、原告の請求を退けたが、控訴審(第 2 審、第 9 商事控訴裁判所)と破毀審(第 3 審、モスクワ管区連邦商事裁判所)は、商標権の権利消尽については国内消尽という判断で、原告の請求を認めた。被告は、13 年 1 月 9 日に最高商事裁判所に上告したが、2 月 8 日、最高商事裁判所は同案件の見直しの審理をしないとす判決を下した。その理由は、1) 裁判実務の統一性、2) 人間および市民としての権利および自由、3) 国民の権利および法律上の利益の侵害はなかったと判断したからである。

### **政府、行政違反法改正について審議**

下院は、行政違反法、特に商標の違法使用(第 14.10 条)に対する行政責任に関する改正を審議する予定となっている。立法者は、ロシア市場に出回る模倣品が非常に多いため、商標の違法使用に対する処罰を厳しくする方向性である。この法案では、商標違法使用の罰金の適用を製造者のみならず、販売者にも拡大する予定である。現在、政府内で法案の詳細について議論されている。

## 2. 今回の話題: 商標の類似性を巡る裁判

～アディダス AG 事件(事件番号第 A 56-48798/2011)～

2011 年 9 月 6 日、「Addidas AG (アディダス AG)」（原告）は、ロシアの靴専門ハイパーマーケット「Lenta (レンタ)」（被告）を、原告が所有する商標と誤認混同するほど類似した商標を付した靴を違法に保管、販売、提供したとして提訴した。原告は、被告による商標使用の禁止、模倣品の廃棄、250 万ルーブルの賠償金の支払いを請求した。

### 過去の経緯

原告が 3 本のストライプから成る商標の保護を求めて提訴したのは、今回が初めてではない。例えば、2008 から 2009 年にかけて、原告は、計 50 万ルーブルの賠償金を求める訴訟を経験した。

その際原告は、ロシア企業 2 社が 3 本線を使ったスポーツシューズを製造、保管、販売、提供したと申し立てた。賠償金の請求に加えて、原告に無断で製造、保管している 3 本線を使った靴をすべて廃棄することを要求した。

本件については、計 3 審での審理を経て、賠償金の請求が認められ(ただし当初の請求より減額された)、被告がスポーツシューズに 3 本線を使うことを禁じる請求も認められたものの、模倣品の廃棄は認められなかった。その理由として、控訴裁判所(第 2 審)は、原告が被告の倉庫にある商品の在庫状況を証明できなかったため、商品廃棄の請求は判決の執行可能性に係る法的基準を満たさなかったと説明した。破毀審(第 3 審)も第 2 審のアプローチを認めた。

### 原告の請求およびその根拠

上述のとおり、今回の訴訟で、原告は、商標使用の禁止、模倣品の廃棄、賠償金を請求した。

原告の前提とするところは、一般の消費者が、被告の靴を店頭で見たとときに、原告が製造したものであるかどうか見分けられない恐れがあるということである。この前提を立証するために、原告は、商事裁判所に対し、世論調査という形での専門家調査を申請した。控訴裁判所(第 2 審)は、世論調査は、商事裁判手続法による専門家調査には該当しないとの理由で、この申請を却下した。しかし、2011 年に最高商事裁判所は、訴訟資料に関連するものであれば、世論調査の結果を裁判所に提出してもよいと説明していた。

商標と標章の比較に使われる民法および連邦知的財産局(ロスパテント)の規則によれば、多少の違いがあっても、一般的に同じものが連想され得るならば、その標章は誤認混同の恐れがあるものと認められるとしている。原告は、被告が同様の商品(スポーツシューズ)に問題の標章を使用しており、その標章が原告の所有する商標と混同して認識されかねないと陳述した。

### 第 1 審および控訴審(第 2 審)の判決

両裁判所(第 1 審・サンクトペテルブルク市およびレニングラード地方商事裁判所、第 2 審・第 13 商事控訴裁判所)とも、被告が使用した標章(4 本線)は、原告の商標と混同されるものではないと判断した。両裁判所は、両方の写真を精査した(背景とコントラストをつけた平行線)。ロスパテントの判断によれば、靴の側面に付される 3 本線のみ法定的保護が与えられているのであり、靴の輪郭は商標の要素ではない。両裁判所は、ロスパテントの判断の広義の解釈(靴に付された線の本数の多寡)を認めることはできなかった。

さらに、両裁判所は、被告が 4 本線と一緒に「ESCAN」という商標(ロシアで登録済みで保護対象となっている)を使用している事実に注目した。ESCAN という商標は、靴箱のみならず、靴の内側にも外側にも表示されている。従って、両裁判所は、消費者が靴の製造者の見分けがつかないと感じることはないと判断した。ESCAN という商標は、十分に目に見え、4 本線とセットになっていると認められた。

第 1 審および控訴審(第 2 審)は、原告の請求を退けた。2 月 14 日、原告は、破毀審(第 3 審)に上告した。破毀審(北西管区連邦商事裁判所)での審理は 4 月 1 日に予定されている。

本事件の結果分析(著者:TM DEFENCE Legal Services 社のヤナ・ブルートマン弁護士)

ロシアでは、ほぼ同様の訴訟が少なくない。特に東欧や中国からの製造者は、有名で人気のある商標を連想させる商標や標章の考案や使用を続けている。正規の製造者と模倣業者のいたちごっこのように見える。このような状況においては、十分に検討された複合的な保護が、商標保護をより確かなものにすると言える。

第一に、原告のストライプ(商標)を周知商標に申請するという選択肢がある(原告はすでに周知商標を2つ所有している)。周知商標の保護は、より包括的なものとなり、同様の訴訟での勝訴の確率が高くなる。

第二に、連邦反独占局(以下、「FAS」という)に対し、不正競争に関する請求を行うという選択肢もある。商事裁判所が民法およびロスパテントの規則の形式的枠組みに従う傾向がある一方で、FASには証拠および事件全体をより幅広く評価する権利が与えられている。また、FASには、商品の製造者、商品の品質、原産地等に関して消費者が惑わされていないか証明するために、世論調査を命令したり、専門家による審議会を招集したりする権限も与えられている。

FASは自らが下した決定がその通りに履行されるか監視していることも注目すべき点である。罰金は包括的で、決定が履行されなかった場合には、さらに高額となる。

類似の標章を使った靴の製造および販売の問題は、FASを通じて解決できる可能性がある。被告が競争保護法に違反したというFASの決定を受けた後であれば、賠償金を求めて商事裁判所に提訴する際にもより有利になる。

(取りまとめ:ジェトロ・モスクワ事務所)

本資料は、特許庁委託事業の一環として、TM DEFENCE Legal Services 社  
([www.tm-defence.com](http://www.tm-defence.com))のヤナ・ブルートマン弁護士の協力を得て作成されました。

ジェトロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。